

しあわせ共感
安心のまち
つるがしま
の実現に向けて

令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた取組などをお知らせします！

▶介護予防ボランティア「つるフィット」

市が認定した介護予防運動の指導を行うボランティアです。

自治会館などの身近な場所で「つるゴン元気体操(重りを使った体操)」やボールを使った体操など、高齢者を対象とした運動指導・サポートをし、高齢者が元気にいきいきと暮らせる地域を目指し、活動しています。

健康づくりの担い手が活躍しています!!

つるフィットと参加者

市では、いつまでも健康でいられるまちづくりのため、これからも健康づくりの担い手の支援を行っていきます。

▶フレイルサポーター

フレイル(心身の虚弱状態)チェック測定会(24ページ参照)や勉強会などを通して、フレイル予防の普及啓発活動を行っています。

▶食生活改善推進員

料理教室や食に関する展示などを通じて、望ましい食生活の普及啓発活動を行っています。

自主研修の様子

自治会館など身近な場所で行われる体操教室などにぜひご参加ください!

第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査の開票結果

問合せ先 選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙
投票率56.65% (58.19%)

候補者名(届出順)	得票数
坂本 ゆうのすけ	15,485票(90,214票)
山口 すずむ	16,964票(96,153票)
合計	32,449票(186,367票)

※()は、埼玉県第10区の投票率と得票数です

衆議院比例代表選出議員選挙
投票率56.63%

政党等名称(届出順)	得票数
自由民主党	10,238票
日本共産党	2,669票
立憲民主党	8,152.459票
公明党	4,569票
日本維新の会	3,197票
れいわ新選組	1,342票
社会民主党	612票
国民民主党	1,417.540票
NHKと裁判している党弁護士法72条違反で	534票
合計	32,730.999票

※立憲民主党と国民民主党には按分により小数点以下の票が含まれます

最高裁判所裁判官国民審査
投票率56.32%

氏名	罷免可(×あり)	罷免不可(×なし)
深山 卓也	2,865票	29,743票
岡 正晶	2,267票	30,341票
宇賀 克也	2,439票	30,169票
堺 徹	2,268票	30,340票
林 道晴	2,899票	29,709票
岡村 和美	2,684票	29,924票
三浦 守	2,388票	30,220票
草野 耕一	2,476票	30,132票
渡邊 恵理子	2,224票	30,384票
安浪 亮介	2,230票	30,378票
長嶺 安政	2,716票	29,892票



市の財政状況をお知らせします～令和3年上半期～

問合先 財政課財政担当

市の財政状況については年2回、上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）に分けて定期的に公表しています。今回は、令和3年度上半期の財政状況をお知らせします。

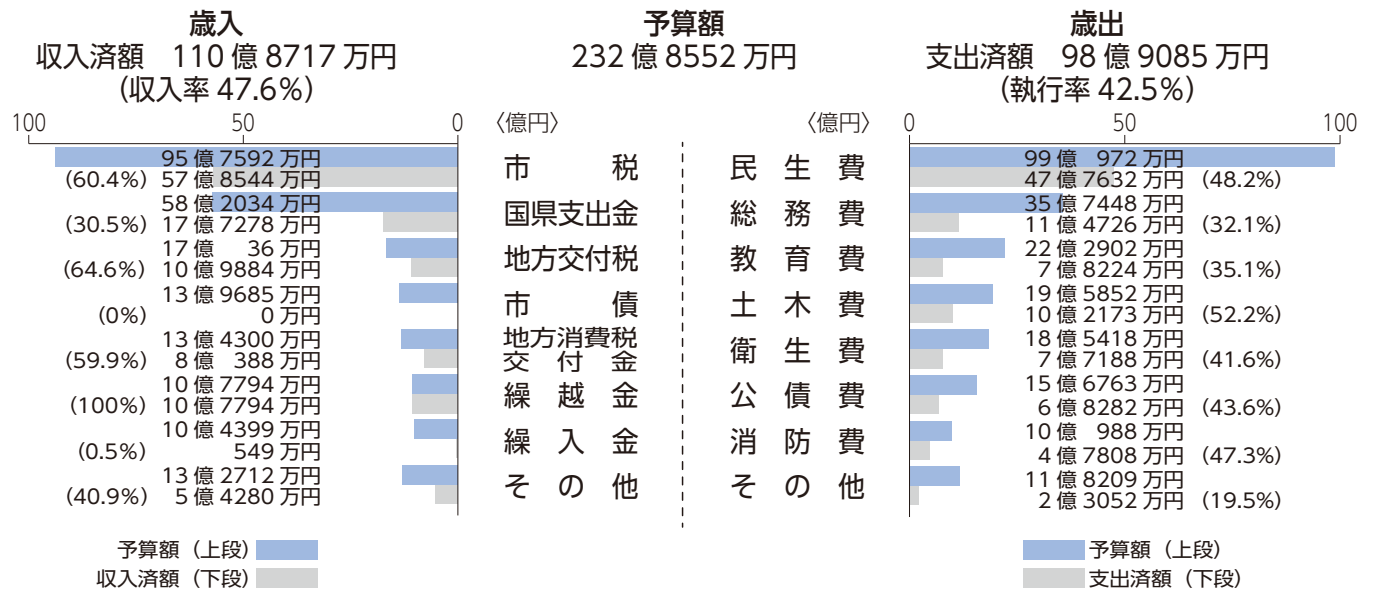
一般会計
当初予算額は209億1000万円、そこに「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」など、新たに必要となった23億7552万円を補正予算として追加しました。その結果、9月末現在の予算額は232億8552万円となっています。

歳入
110億8717万円が収入済みで47・6%の収入率となっています。市債や国・県支出金の大部分は下半期に収入されます。その他の費目については、ほぼ順調に収入されています。

歳出
98億9085万円が支出済みで、42・5%の執行率となっています。各費目とも、9月までの計画に対して、おおむね計画どおり執行されています。

特別会計
一般会計同様に各特別会計もおおむね計画どおり執行されています。

一般会計



特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険	61億4883万円	37億9084万円	61.7	33億2979万円	54.2
後期高齢者医療	8億7491万円	3億3237万円	38.0	3億594万円	35.0
介護保険	48億5925万円	28億4883万円	58.6	17億6002万円	36.2
一本松土地区画整理事業	1億9474万円	6475万円	33.2	4060万円	20.8
若葉駅西口土地区画整理事業	4億658万円	1億3367万円	32.9	1億1949万円	29.4

市債残高の状況

会計名	9月末現在高(元金)	昨年度同時期との比較
一般会計	160億6914万円	1億4757万円
一本松土地区画整理事業	7234万円	△1936万円
若葉駅西口土地区画整理事業	6億7447万円	△1億663万円

市職員の給与、勤務条件などを公表します

問合せ 人事課人事担当

「鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の概要をお知らせします。

■任免の状況(令和2年度)

採用14人(一般事務職14人)

退職14人(定年9人、勸奨2人、自己都合3人)

■一般行政職の級別職員数(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職名	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	部長	
人数	14	34	90	50	51	30	9	278
割合	5.0	12.2	32.5	18.0	18.3	10.8	3.2	100

※ 鶴ヶ島市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です
 ※ 一般行政職とは、税務職・福祉職・教育職・技能職などを除いた職種です(以下同じ)

■部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和2年	
一般行政部門	議会	5	5	
	総務	106	108	△2
	税務	29	30	△1
	民生	95	95	
	衛生	27	26	1
	労働	1	1	
	農林水産	6	7	△1
	商工	4	4	
	土木	41	45	△4
	小計	314	321	△7
特別行政部門	教育	40	40	
	小計	40	40	
普通会計	計	354	361	△7
公営企業等会計部門	国保事業その他	23	22	1
	小計	23	22	1
合計	計	377	383	△6

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員および再任用職員(フルタイム)を含み、再任用職員(短時間)、会計年度任用職員を除いています

■人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R3.3.31現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	元年度の人件費率(参考)
6万9969人	309億8771万2000円	35億9310万円	11.6%	16.2%

※ 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含まず
 ※ 人件費率は、歳出額に占める人件費の割合です

■職員の平均給料月額と平均年齢(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
鶴ヶ島市	31万7345円	42.3歳	31万9066円	55.9歳
国	32万5827円	43.0歳	28万6947円	50.9歳

■職員の初任給(給料月額)(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鶴ヶ島市	18万8700円	16万100円
国	18万2200円	15万600円

■ラスパイレース指数(令和2年度)

区分	一般行政職
鶴ヶ島市	98.5

※ ラスパイレース指数とは、国家公務員の給料水準を100として比較したものです

■職員手当(令和3年4月1日現在)

期末手当	年間支給割合	期末手当	2.55月分
勤勉手当		勤勉手当	1.90月分
地域手当	給料・扶養手当および管理職手当の総額の10%		
特殊勤務手当	①防疫作業手当(日額500円) ②行旅病人等取扱手当(1回1500円または3000円)		
扶養手当	①配偶者6500円 ②子1万円 ③父母など6500円 (特定扶養(16歳~22歳の扶養親族)5000円加算)		
住居手当	賃貸住宅→家賃額に応じて支給(最高2万8000円)		
通勤手当	①交通機関利用者→運賃相当額(最高5万5000円) ②交通用具(自動車など)利用者(ただし、2km以上)→距離に応じた定額(最高3万1600円)		
管理職手当	部長級7万円、課長級5万2000円、主幹級4万1000円		
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年
	自己都合	19.669500月分	28.039500月分
	定年・勸奨	24.586875月分	33.270750月分
		勤続30年	最高限度額
		40.803750月分	47.709000月分

■勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(標準)

始業時刻	終業時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時15分	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和2年度)

制度の概要	平均取得日数
1年度につき20日付与(翌年度繰越可能。最大40日)	11.0日

(3) 育児休業などの取得状況(令和3年4月1日現在)

休業の種類	育児休業	部分休業
取得者数	10人	12人

償却資産の申告は1月31日までです

問合先 税務課資産税担当

償却資産とは

会社や個人で、事業を行っている方や、アパート・駐車場などの不動産経営をしている方が、その事業のために使用している構築物・機械・器具・備品などの資産を償却資産といえます。

償却資産には、土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。詳しくは左の表をご覧ください。

種類	具体例
構築物	門・塀・舗装・外構・緑化施設・駐車場・駐輪場・広告塔・屋外配管用設備など
機械・装置	土木建設機械・電気機械などの各種産業用機械・太陽光発電設備 など
車両・運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車・構内運搬具 など
工具・器具・備品	事務机・椅子・レジ・パソコン・医療機器・事務機器・エアコン など

申告義務があります

登記制度のある土地・家屋とは異なり、償却資産は資産の所有者に対して、毎年申告の義務を課しています。共同住宅・駐車場などの不動産経営者の方も対象になります。

なお、門や塀・駐車場の舗装、ごみ置き場などに係る税金は、土地や家屋の固定資産税に含まれていないため、償却資産として申告してください。

令和4年度申告書の提出について

提出期限

1月31日(月)まで

提出方法

税務課に直接提出または郵送してください。

なお、会社や自宅からインターネットを利用して、電子申告(eLTAX)でも提出することができます。

提出書類

償却資産申告書および全資産の種類別明細書(増減のない場合でも全資産の明細を提出してください)

独自の様式での全資産申告および電子申告については、必ず全所有資産について評価額などを計算し、明細書を添付して申告してください。

申告用紙を送付します

令和3年度分を申告された方には、12月上旬に、申告用紙を送付します。

新規事業所などで新たに申告される方には、必要書類を送付します。

すので、ご連絡ください。

マイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度に基づき、法人の方は、13桁の法人番号を、個人事業主の方は、12桁の個人番号を、申告書の所定の記載欄に記載してください。

申告の際は、本人確認と個人番号確認が必要になります。

償却資産Q&A

Q1 税務署へ毎年申告をしますが、市にも申告は必要ですか？

A1 必要です。税務署は、国税(所得税、法人税)の申告、市役所は、地方税(固定資産税)の申告で

す。また、市税と国税では取扱いが異なる場合があります。

Q2 償却資産を所有していない場合でも申告は必要ですか？

A2 資産の所有状況把握のため、「資産なし」の申告のご協力をお願いしています。

Q3 所有資産の増減がない場合でも申告が必要ですか？

A3 償却資産の所有者は、資産内容に変更がなくても、申告は必要です。申告の際は全資産の明細を提出してください。

Q4 廃業した場合、申告は必要ですか？

A4 必要です。廃業(転出・解散を含む)した旨を記載し、申告してください。

Q5 申告について調査依頼の通知が届きましたが、どうしてですか？

A5 申告の内容を確認するために、固定資産台帳や所得税(法人税)申告書類などの写しの提出を求める場合があります。ご協力をお願いします。

防犯各種表彰を受賞しました

問合先 安心安全推進課
交通安全・防犯担当

振り込め詐欺撲滅キャンペーンや市民青色防犯パトロールをはじめとした各種防犯活動を、長期にわたって実施していただいている功労を称え、鶴ヶ島市から2名が表彰を受けました。

全国防犯荣誉銅賞（公財） 全
国防犯協会連合会会長表彰
新谷忠次さん
地域安全功労者表彰（公社）
埼玉県防犯協会連合会会長・
埼玉県警察本部長連名表彰
濱野等さん

医療費の適正化について

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

適正な保険診療にご協力を

国民健康保険では年に6回、後期高齢者医療制度では年に3回、皆さんが医療機関を受診した医療費の額などを「医療費のお知らせ」として送付しています。

診療を受けた場合、医療機関へ支払われる医療費は、皆さんが負担した保険料（料）と国や県からの補助金などによってまかなわれています。国民健康保険および後期高齢者医療制度をご理解いただき、被保険者の皆さん、一人ひとりが健康管理を心がけ、同一の病気やけがで複数の医療機関にかかる「重複受診」や同じ月内に繰り返しかかる「頻回受診」を見直し、適正な保険診療などにご協力をお願いします。

※ 「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除を申告する場合、医療費の明細書として使用することができません。使用の方は適正な保管をお願いします。「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください

OTC医薬品が活用できます

軽い病気の症状緩和などにはOTC医薬品が活用できます。これは、薬局、ドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品です。いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮するOTC医薬品を上手に使い、医療費の抑制に努めていただくとともに自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を実践してみてください。

※ 「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除を申告する場合、医療費の明細書として使用することができません。使用の方は適正な保管をお願いします。「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください

市有地を公売(売却)します

問合先 資産管理課財産管理担当

市が所有する土地の公売を行います。
申込方法 一般競争入札参加申込書に必要書類を添えて申込みください。
受付日時 12月20日(月)～24日(金)9時～17時
受付場所 市役所資産管理課
入札日 1月12日(水)10時
公売物件 脚折字前原1513番2

登記地目 宅地
面積 1035.34㎡
※ 12月8日(水)と9日(木)に現地説明会を行います
※ 売却案内(入札の手引き)および申込書類は、市役所資産管理課で配布します
※ 詳細はお問い合わせください

鶴ヶ島市職員募集

問合先 人事課人事担当



市では、令和4年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種・人数

一般行政職(土木) 若干名
一般行政職(学芸員) 若干名

受験資格 市ホームページをご覧ください。

申込方法 12月1日(水)から10日(金)までに人事課へ直接または郵送

※ 郵送の場合は期間内必着

第1次試験日 1月9日(日)

※ 採用試験案内、申込書類は市役所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます



詳細はこちら

つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)(素案)への意見を募集します

問合せ先 女性センター ☎287・4755

市では、男女共同参画を推進する基本的な考え方として、「つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)」の策定を進めています。
今回、計画(素案)に対する意見を募集します。

期間

12月17日(金)～1月15日(土)

計画(素案)の閲覧場所

市ホームページ、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、中央図書館

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)への意見を募集します

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

市および社会福祉協議会では、社会福祉法第107条に基づき、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指して、地域福祉を推進する「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定を進めています。

今回、計画(素案)に対する意見を募集します。

期間

12月17日(金)～1月15日(土)

計画(素案)の閲覧場所

市ホームページ、市役所情報

公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター、福祉政策課

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、直接または郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ、メール(☒10500010@city.tsurugashima.lg.jp)で福祉政策課へ。

※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

館、各市民センター、政策推進課

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、直接または郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ(☒271-5297)、メール(☒10200020@city.tsurugashima.lg.jp)で女性センターへ。
※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

新入学準備費の入学前支給を行います

問合せ先 学校教育課学務担当

令和4年度に小中学校に入学するお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に、新入学準備費の支給を入学前の3月に行います。

対象者・申請方法

次のいずれかの条件にあてはまる方

- ・収入が少なく経済的に困り、認定基準の範囲内の方(認定基準の詳細はホームページをご覧ください)
- ・生活保護が停止または廃止となった方
- ・市民税が減免または非課税となった方
- ・国民年金保険料、国民健康保険税が減免または猶予された方
- ・児童扶養手当を受けている方

申請方法

次の①から⑤を持参し、1月31日(月)までに学校教育課へ申請してください。

- ①就学援助認定申請書・世帯票(学校教育課で配布)
- ②窓口に来られる方の身分を証明できる書類(運転免許証)など)

③振込先がわかるもの(通帳など)

④児童扶養手当を受給されている方は、証書、決定通知などをご提示いただくか、コピーを添付してください。

⑤令和3年1月1日に、鶴ヶ島市で住民登録をしていなかった方は、令和3年度課税証明書又はマイナンバーカードが必要です(16歳以上の同居者全員分)。

支給額・支給日など

支給額

小学校5万1060円

中学校6万円

支給日

令和4年3月予定

支給方法

保護者の口座に振込みます。

その他

新入学準備費は、就学援助制度による支給です。すでに令和3年度就学援助認定となっている世帯は、あらかじめ申請する必要はありません。



詳細はこちら

12月は「地球温暖化防止月間」です

問合せ 生活環境課環境保全担当

地球温暖化防止月間は、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）を契機に、環境省が地球温暖化防止に向けて定めたものです。

地球温暖化により、熱中症リスクの増加、作物価格の高騰など、私たちの身近な生活にも大きな影響があります。

政府は、地球温暖化の進行を抑えるため、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46%削減という目標設定を行いました。

市では、地球温暖化による気候変動リスクに対応するため、気候変動適応センターを県と共同で設置し、情報収集・発信を行っています。

自分の身近なところから、できることから始めよう

これから冬本番を迎え、暖房による温室効果ガスの排出量が増えていく時期です。寒い日は上着を1枚多く着るなど、暖かい格好で過ごし、暖房温度を低めに設定するなど、一人ひとりが出来ることから行動し、温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化の防止に努めましょう。

地球温暖化防止月間展示

日時 12月6日(月)～17日(金)開
庁時間

※ 最終日は15時まで

場所 市役所1階ロビー

展示期間中の催し物

【緑のカーテン展覧会】緑のカーテンに関する応募作品の展覧会を行います

【生ごみ処理器キエーロの紹介と実物展示】キエーロの魅力を伝えます

【わたしの「食品ロス」ゼロ作戦】アイデア募集作品展示

第6回緑のカーテン情報交流会を開催します

日時 12月14日(火)13時～14時30分

場所 市役所1階102会議室

内容 1部 育成情報交換会(13時～14時)

2部 環境のお話(14時5分～14時30分)

主催 つるがしま緑のカーテン市民実行委員会

参加費 無料(事前申込不要、先着15人)

その他 参加者に、花の種をプレゼント

処理困難物一斉有料回収を実施します

問合せ 生活環境課環境推進担当

回収対象		料金
タイヤ	乗用車用	400円
	4WD・トラック用	600円
	オートバイ用	200円
	農機具用(～50cm)	1500円
	農機具用(51cm～)	2000円
ホイール	自動車用	200円
	オートバイ用	100円
	農機具用(～50cm)	300円
	農機具用(51cm～)	500円
消火器	リサイクルシールなし	1600円
	リサイクルシールあり	1100円
	バッテリー	無料
	パソコン	無料
	充電式電池が取り外せない小型家電	無料

通常だと埼玉西部環境保全組合では処理することができない家庭から出される処理困難物を、取扱事業者と協力し有料で回収します。

回収対象以外の処理困難物は回収できませんので、ご注意ください。詳細はホームページをご覧ください。

日時 令和4年1月29日(土)13時～15時

場所 市役所来庁者用駐車場
対象者 市内在住者(事業者を除く)

取扱事業者 (株)国分商会・坂戸防災(株)・永和鉄鋼(株)

回収対象と料金 左表のとおり

※ パソコンは必ず個人情報情報を消去してからお持ち込みください

※ 12月1日より充電式電池が取り外せない小型家電は他の燃やせないごみとは別にして「燃やせないごみ」の日に出すことができます



市HPはこちら

冬の交通事故防止運動を実施します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

冬の交通事故防止運動

年末は、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故の多発が懸念されます。年末に向け、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止の徹底を図るため、冬の交通安全防止運動を実施します。

明るい服・反射材を着用

日没時間が早い季節になりました。夕暮れ時や夜間は事故が発生しやすくなります。歩行者や自転車から車のライトが見えても、ドライバーからは歩行者や自転車がよく見えないことがあります。夜間に外出するときは、ドライバーから見えやすいように明るく目立つ色の衣服を着用し、反射材を身につけて自分の身を守りましょう。

手を上げて道路の横断を

道路横断中の交通事故を防止するため、手を上げる「ハンドサイン」で横断する意思を明確に伝えましょう。埼玉県警察の調査では、信号機のない横断歩道でハンドサインを実施したところ、8割以上の車が停止することが分かりました。

「SIGN(サイン)」を合言葉に

4つのポイントを意識して

S しっかり「横断意思表示」
手を上げる、手を差し出す、ドライバーに顔を向けるなど横断する意思を明確に伝えましょう。

I いつでも「安全確認」

どんなに急いでいても大きく首を振って左右の安全確認をしましょう。

G じーっくり「他車両の動向注意」

車の接近や、停止車両の陰から出てくる車に注意しましょう。

N につこり「会釈でありがとう」

停まった車の運転手にありがとうの気持ちを伝えましょう。

期間

12月1日(水)～14日(火)

市運動重点

安全な道路横断 ハンドサインの推進

街頭指導

チラシや啓発品などを配布しながら交通安全を呼び掛けます。

日時 12月7日(火) 14時～
場所 ワカバウォーク

障害者用駐車場は必要な人のために

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

障害者用駐車場とは、車椅子使用者や、体の不自由な高齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人のための幅の広い駐車区画のことです。必要がない人は駐車しないよう、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



水道メーターなどを寒さから守ろう

問合先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課 ☎283・1953

寒さの厳しい季節になると、水道メーターなどは凍結し、破損しやすくなりますので、次のことを参考にしてください。

- 水道メーターの保温は、メーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れる
- 露出した水道管は、布などを巻いて保温し、上からビニールやテープを巻きつける
- 凍結したときは、ぬるま湯で徐々に溶かす
- 家を数日留守にする場合は、メーターボックス内にある丙止水栓を閉め、破損箇所には布かテープを巻いて応急処置をし、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。なお、メ

ーターの破損は水道企業団にご連絡ください

水道使用開始・中止の届出について

次のような場合は3日前までに、必ずご連絡ください。

- ①新たに水道を使い始めるとき
- ②部屋の工事、清掃などで一時的に水道を使い始めるとき
- ③引越し、長期不在などで水道を止めるとき

受付時間 月～金曜日8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

詳しくは水道企業団ホームページをご覧ください。



水道企業団
HPはこちら

リプラ川角で火災が発生！～ごみの分別にご協力ください～

問合先 埼玉西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ ☎294・4115

小型家電類
 電動おもちゃ
 モバイルバッテリー
 電子タバコ カメラ
 掃除機 プリンター など



他の燃やせないごみ
 なべ・やかん類
 ガラス製品・陶磁器
 便座・ウォシュレット
 危険物(包丁・電球) など

火災が発生しました
 令和3年10月18日から19日にかけて、モバイルバッテリーや電子タバコなどの小型家電が入っている小型充電式電池が原因と考えられる火災が発生しました。現在も、一部の設備が使用できない状況が続いています。

一緒に入れないで！
 電気や電池で動く「小型家電も同様に」出して下さい

電(電動おもちゃ等も含む)を「燃やせないごみ」の日に出す際は、電池や小型充電式電池を取り外したうえで、他の燃やせないごみとは別にして「小型家電」だけを袋に入れて出すよう、ご協力をお願いします。

※構造上、電池や小型充電式電池が取り外せない小型家電も同様に

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請の追加受付

問合先 各問合先

	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合	坂戸、鶴ヶ島 水道企業団
受付期間	1月11日(火)～21日(金) ※ 消印有効		
提出方法	郵送のみ(簡易書留など配達を確認できる方法、持参不可)		
申請要領	消防組合HPからダウンロード	下水道組合HPからダウンロード	水道企業団HPからダウンロード
提出先	坂戸・鶴ヶ島消防組合 管理課管理担当(〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16)	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課(〒350-0214 坂戸市千代田1-1-16)	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課管財担当(〒350-0214 坂戸市千代田1-1-16)
問合先	消防組合管理課管理担当 ☎281・3120	下水道組合総務課 ☎283・2051	水道企業団財務課管財担当 ☎283・2080

次の団体が発注する建設工事、設計・調査・測量、物品・その他の業務委託などの入札または見積りに参加しようとする事業者は、競争入札参加資格審査の申請をして、資格者名簿に登録されることが必要です。

登録を希望する事業者は、次のとおり申請してください。なお、令和3年1月に申請し、すでに登録されている業種については、今回の申請は必要ありません。

男性、女性消防団員を募集しています！

鶴ヶ島市消防団では、火災や地震、風水害などの災害発生に備え、組織の更なる充実強化と活性化を図るため、消防団員を募集しています。地域の安全、安心を守るため共に活動しませんか。

応募資格

- ①鶴ヶ島市内在住および在勤、通学者
- ②年齢18歳以上
- ③心身ともに健康な方

主な活動

火災等災害出場、歳末特別警戒、火災予防運動、広報活動など

主な行事

辞令交付式、特別点検、消防出初め式、操法大会など

申込・問合せ

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理課消防団担当 ☎281・3119

まちのために一緒に活動しませんか



旧規格消火器は12月31日までに交換が必要です

問合せ 消防本部予防課 ☎281・3117



マークが「文字」の場合は、新規格消火器に交換してください。
※ ご家庭でお使いの消火器は対象外です

災害用ドローン運用開始！

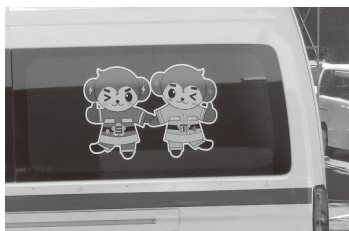
8月11日から、災害用ドローンの運用を開始しました。

配備されたドローンは、小型カメラを搭載し、上空から災害現場を確認することで、火災や地震などの災害が発生した際に、助けを求めている方を広範囲に捜索することが可能となります。



イメージキャラクター活躍中です

昨年度、「消防イメージキャラクター」として誕生した「さかぼう・つるぼう」ですが、その後様々な姿・形で活躍をしています。今回は、その一部を紹介します。



鶴ヶ島救急2号車



クリアファイル

公式YouTubeチャンネル開設中！

インターネットを通じて消防に関する情報を市民の方々に分かりやすく伝えるため、YouTube公式チャンネルを開設しています。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントなどの実施がなく、「令和3年度新採用者訓練」の動画しか掲載できていませんが、現在新しい動画を作成中ですので、楽しみにお待ちください。



詳細はこちら

消防出初め式について

新春恒例の消防出初め式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度も開催を中止することとなりました。